

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会の項、奈良県求償審査会の項、奈良県中小企業調停審議会の項、奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金選定審査会の項及び奈良県宅地造成審議会の項を削り、同表教育委員会の部奈良県社会教育委員の項及び奈良県教職員結核対策専門委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表知事の部奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会の項を削る改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。